

(仮称) 小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等

について意見を募集します

このたび、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日から地方公共団体に適用されることに伴い、本市においては、現行の小田原市個人情報保護条例を廃止して、新たに（仮称）小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するに当たり、これに対する市民の皆さんからの意見を募集いたします。

1 意見提出方法

(1) 市ホームページによる提出

次の手順により投稿してください。

市ホームページのトップページ中央「市政へのご意見・ご提案」のバナー

⇒「パブリックコメント」

⇒「パブリックコメントの募集・結果の公表等」

⇒「（仮称）小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定等」内の意見投稿フォーム

(2) 意見記入用紙（別紙様式）による提出

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、意見を正確に把握する必要があるため、電話又は窓口での口頭による意見はご遠慮願います。

ア 郵送する場合

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

小田原市総務課情報統計係あて

イ ファクスを利用する場合

FAX番号：0465-33-1286 小田原市総務課情報統計係あて

ウ 直接持参する場合

小田原市役所4階総務課（行政情報センター・赤通路）

※午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。）

2 意見提出期間

令和4年9月15日（木）から10月14日（金）まで

※郵送の場合は、当日消印有効

3 留意事項

- 提出いただいた意見は、それに対する市の考え方を示して、後日公表します。
- 意見に対しての個別の回答や提出いただいた書類の返却はしませんので、ご了承願います。
- 提出いただいた意見の記載内容は、個人情報（氏名、住所、連絡先等）を除き、公開される可能性があることをご承知おきください。

4 問い合わせ先

小田原市総務課情報統計係

電話：0465-33-1288 FAX：0465-33-1286